

令和6年 第5回

播磨高原広域事務組合 教育委員会 定例会 会議録

招 集 年 月 日	令和6年7月18日（金）											
招 集 場 所	播磨高原広域事務組合 2階会議室											
開 会	令和6年7月24日（水）16時00分											
出 席 委 員	教育長 横山一郎 教育委員 河野雅晴、七條祐正、喜多敦子、榎本恵											
欠 席 委 員												
会議録署名委員	七條委員、榎本委員											
会議事件説明のため出席した者の職氏名												
職務のため出席した者の職氏名	事務局長 小谷英樹 主事 湯本翔子	教育総務課長 長谷川友和 学校指導員 寺村雅守										
議 事 日 程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会宣言 2. 前回会議録の承認 3. 会議録署名委員の指名 4. 教育長諸報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 播磨高原東小学校の状況について 資料1 (2) 播磨高原東中学校の状況について 資料2 5. 議事 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">報告第4号</td> <td>播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会設置について 資料3</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会委員の委嘱について 資料4</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>令和5年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価について 資料5</td> </tr> <tr> <td>議案第10号</td> <td>令和7年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について 資料6</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>令和7年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択について 資料7</td> </tr> </table> 6. 自由討議 7. その他 8. 閉会宣言 		報告第4号	播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会設置について 資料3	議案第8号	播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会委員の委嘱について 資料4	議案第9号	令和5年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価について 資料5	議案第10号	令和7年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について 資料6	議案第11号	令和7年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択について 資料7
報告第4号	播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会設置について 資料3											
議案第8号	播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会委員の委嘱について 資料4											
議案第9号	令和5年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価について 資料5											
議案第10号	令和7年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について 資料6											
議案第11号	令和7年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択について 資料7											

(16時00分開会)

教育長 ただ今から、令和6年第5回播磨高原広域事務組合教育委員会定例会を開会します。

前回5月23日に開会しました教育委員会会議録は、承認いただきました。

なお、本日の会議録署名委員については、七條委員と樫本委員を指名します。よろしくお願ひします。

次に、会議日程の調整を行います。会議の公開、非公開について、皆様にお諮りします。

日程第4教育長諸報告についてですが、(1)の播磨高原東小学校の状況について、(2)の播磨高原東中学校の状況については、個人情報等に関する内容が含まれております。また、日程第5議事のうち、議案第9号令和5年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価については、議会上程前の案件でありますので、播磨高原広域事務組合教育委員会会議規則第16条第1項第7号の規定により、「非公開」とすることが適切であると思われまふ。賛成の方は挙手をお願ひします。

< 挙手多数 >

教育長 挙手多数のため、非公開と決定します。まず、先に公開案件を審議した後に、非公開案件の審議をお願ひします。

まずは、公開案件の審議を行います。

報告第4号と議案第8号については関連がありますので、播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会設置について一括して事務局から報告願ひします。

事務局 報告第4号播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会設置についてご説明申し上げます。播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会設置について、緊急を要したため、播磨高原広域事務組合教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成10年教育委員会規則第6号)第2条の規定により、播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会設置要綱の制定を、別紙のとおり、行いましたので、ご報告するものです。

次に、資料4議案第8号播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会設置についてご説明申し上げます。播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会委員を委嘱又は任命するものです。在り方検討会委員につきましては、9ページのとおりでございます。小学校PTA、中学校保護者会、未就学児の保護者、自治会の代表者とも、西栗栖の旧坂西地区、たつの市新宮町の光都地区、上郡町光都地区の各3名ずつの、計12名、公募委員が2名、行政機関からとして横山教育長を含め3名の計17名で構成しております。

併せて、オブザーバーとして、企業庁まちづくり事務所長、小学校長、中学校長にも入っていただく予定です。

教育長 では、報告第4号及び議案第8号の内容について、何か、ご質問、ご意見等はありませんか。

委員 設置要綱第4条でいう任期は決まっているのですか。いつまでこれがあるのか、大体の目途は立っているのでしょうか。また、辞任した時は身分がなくなるものとみなすとはありますが、どんどん入れ替わっていくのが想定されると思うのですが、2、3年くらいはこの会はあるのでしょうか。

事務局 いつまでに出す。という定めているものはないのですが、ただ1年、今年度中に何か方向性を出すのは厳しいかなと考えております。

委員 複数年を見越してとのことですね。

事務局 目標は、来年度中を目指しております。

委員 小学校や中学校の保護者の方というのは、きょうだいがいたらまた別ですけど、最高学年に子どもがいたら代わってしまいますよね。

事務局 それはあり得ます。

委員 ですよね。そして在籍予定の保護者が小学校に入るかたちになってきて、そして次は別の在籍予定の人を選んでいくということですか。

事務局 基本的には、小学校、中学校、こども園などの役員をされている方をお願いをしているので、今、言われたように次の学校に進学される方もおられます。

委員 規程上それでいいと思いますが、このような会の特性としたら、今、子どもがいる保護者は、将来関係がなくなっている可能性がかなり高いので、今後入る子ども達、在籍予定の児童・生徒の保護者の声をよく聞いてあげて、逆に今いらっしゃる方は現状がどうかっていうことは良く分かっておられて先々で関係なくなるかもしれませんが、卒業されてもお願いしますということで、難しいですね。

事務局 中学校でお願いした方で、「私よりも小さいお子さんがいらっしゃる方に」と言われた方がいます。ですが、「今、中学校に通われているお子さんについて気が付かれる点を言っていただくこともお願いしたいです」とお話をさせていただきました。

教育長 第1回を開いた時に今後のスケジュール案について提示する必要がありますね。なので、令和6年度中は無理でも、令和7年度に結論を出すのか、令和8年度に結論を出すのかということは、決めておかないといけませんね。

 設置要綱で任期ということもあるので、まずは立ち上げを受けて、結果を教育委

員会に出すのは、いつまでに一定の結論を出しましょうと。

教育長 公募委員はどうするのでしょうか。来年度も引き続きですか。

事務局 公募委員の方には、来年度も引き続きお願いしますと伝えてあります。

教育長 ということは、年度が変わっても公募のし直さないということですよ。なので、一定の結論を出すまで、委員をしていただくということですね。そこで、結論が出て、再度、議論を再開する時に改めて公募をすることになりますね。

委員 どれくらいの頻度で検討会が開かれるのでしょうか。

事務局 今年度は3回開く予定にしています。8月に1回したのち、年内にもう1回、年明けに1回開催しようと考えています。

委員 2ヶ月に1回くらいのペースですか。

事務局 そうですね。3ヶ月に1回ほどのペースで考えております。

委員 今言われたように、終着点が見えていないとなかなか会議が進めにくいと思うので、来年度末までにとという終着点を明示しないといけませんね。

事務局 1回目の検討会の際に、目途としては来年度末という説明はしたいと思います。

教育長 他に何かありますか。ないでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第8号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり承認いたします。続きまして、「議案第10号 令和7年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について」と、「議案第11号 令和7年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択について」を、一括して審議いたします。

これは、西播磨教科用図書採択地区協議会に教育長である私が出席しましたので、ご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。議案第10号令和7年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について、採択するのは各市町組合教育委員会となっております。なお、この後、議案第11号令和7年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択についての中でご説明いたしますが、小学校については、令和6年度使用している教科書と同じものを採択する決まりとなっております。そのため、令和6年度に使用している教科書、国語の光村図書から道徳の日

本文教出版までそのまま採択することで提案しております。

続いて、議案第11号令和7年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択についてですが、中学校については、4年に1度の教科書の採択替えが行われます。今年度はその、採択替えの年に当たっております。来年度使用する教科書につきましては、22ページをご覧ください。西播磨教科用図書採択地区協議会ということで、これは、本組合教育委員会、たつの市教育委員会、相生市教育委員会、赤穂市教育委員会、上郡町教育委員会、宍粟市教育委員会、佐用町教育委員会、太子町教育委員会の西播磨地区市町組合教育委員会が集まり、西播磨教科用図書採択地区協議会を組織しております。そこには、私も参加しておりますが、各市町の教育長、そして調査員は、今回は中学校の教科書なので、それぞれの中学校の教科担当教員が調査し、基本方針として『1 地域社会の特質並びに西播磨地区の生徒の実態に即したものを選ぶこと。2 学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと。3 教科書が生徒の心身の発達段階に適応し、読みやすく、また、生活及び興味関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。4 豊かな心の育成のため、人権尊重の視点に立った適正なものを選ぶこと。』という基本方針のもと、それぞれの教科で専門の中学校教員が集まり調査した結果、国語・光村教育図書出版、書写・光村図書出版、社会地理的分野・帝国書院、社会歴史的分野・帝国書院、社会公民的分野・帝国書院、地図・帝国書院、数学・数研出版、理科・新興出版啓林館、音楽・教育芸術社、美術・日本文教出版、保健体育・大修館書店、技術・開隆堂出版、家庭科・東京書籍、英語・東京書籍、道徳・あかつき教育図書とそれぞれの教科書が設定されました。これも、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律で定められていますが、採択地区協議会を組織した場合は、採択地区協議会で選定された教科書を採択することという決まりがあります。しかし、採択については、それぞれの教育委員会で採択することとなっております。

ちなみに、現在使用している、令和6年度使用している教科書から変更になったのは、保健体育・大日本図書から大修館書店、技術・東京書籍から開隆堂出版となっております。

技術・家庭分野に関しては、東京書籍と開隆堂出版がそれぞれ出版していますが、技術分野については、開隆堂出版、家庭科分野については、東京書籍となっておりますが、出版社が異なっても問題はありません。

また、社会科は全て帝国書院となっておりますが、地理的分野と地図帳に関しては、同じ調査員が調査しており、歴史・公民的分野は、それぞれ異なる調査員で調査しておりますが、帝国書院が選定されております。

近隣では、姫路市は単独採択で採択されていますが西播磨地域は、昔から共同採択をしています。単独で採択するとなると、なかなか単独で調査できないので共同で採択しています。

教科書見本はないのでしょうか。

事務局

教科書見本は、全て届いていないのでありません。

教育長 そうですか。たつの市は先ほど見ていただきましたが、上郡町にも見本が届いているので、見るができると思います。

委員 小学校も4年に1回ですか。

教育長 そうです。昨年、小学校の使用教科書を採択して、1年後に中学校の使用教科書を採択し、1年ずらしています。

委員 1年ずらして2年間はそのまま使用するということですか。

教育長 小学校が先に使用教科書を採択し、その翌年に中学校の使用教科書を採択するというずらして採択するローテーションになっています。

 学習指導要領が変わってから、教科書は、まず、文部科学省の検定を受けないといけない決まりになっています。そして、検定に合格した後に各市町に教科書が提示されます。なので、昨年度、令和5年度中に中学校の教科書は、検定が終わり、令和6年度に採択し、令和7年度から使用開始となります。なので、小学校の教科書はその1年前から検定を受け、採択し、使用開始しているので、今回採択された教科書の出版社は、中学校だけでなく、小学校の教科書も出版しているので、高校は教科も増えるのでさらに出版社が増えますが、出版社もずっと検定業務に取り掛かっています。なので、採択替えは4年に1度ですが、採択は毎年しないといけません。

 議案内容について、何か、ご質問、ご意見等はありませんか。

委員 社会は、前回、前々回からずっと帝国書院が採択され使用していますが、結局、少し分野が重なっている部分が出てくると思うのですが、特に、公民的分野は政治関係のところは、歴史的分野の現代分野など関係してくるので、そういった意味では、この方が良いと思います。

 先ほどの教育長のお話にもありましたが、それぞれ違う調査員の方が調査をしているのですよね。

教育長 はい、そうです。

委員 では、その調査結果を調査員同士ですり合わせたりするのでしょうか。

教育長 しないです。

委員 しないのですね。

 すり合わせをしてはいけないのでしょうか。

教育長 してはいけません。

委員 そうなのですね。

入試などで、どの分野が出ると決まっているのであれば、指導要領など変更しないといけないと思いますが、実際、分野が重なっているところがたくさんあると思うので、同じ会社の教科書で、同じフォントやページやデザインなどの方が使いやすい、勉強しやすいと思いますね。別々の教科や分野であっても。

教育長 別々の調査員が調査しますが、全て西播磨地区の社会科担当教員なので、今も全て帝国書院の教科書で生徒たちに教えています。

なので、採択替えの年度に教科書が変わったりしないです。ですが、例えば、公民的分野で、他の会社の教科書で極めて優れているものがあれば、そちらを選んだ方が良いですが、どの会社の教科書も良くできています。

技術分野と家庭分野については、技術担当教員と家庭科担当教員が違うので、それぞれ教科書が違って良いと思います。

昔は、理科にも1分野と2分野がありました。それも、1分野と2分野の教科書会社がそれぞれ違って構わないと言われていました。しかし、だいたい同じ教科書会社の教科書が採択されていました。

委員 中学校だったら、社会科の先生は、地理を教えたり、歴史を教えたりしていますよね。

教育長 そうです。地理、歴史、公民全ての分野を教えています。

委員 そうですよ。高校のように、地理や歴史のそれぞれの分野に先生が分れているということではないですよ。

教育長 はい、なので、このように教科書が採択されると思います。

高校は、地理、歴史、公民とそれぞれの教員免許状がありますので、それぞれで教科書が採択されています。

それでは、採決に入ります。議案第10号及び議案第11号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり承認いたします。それでは、続いて、非公開案件の審議に移ります。

日程第4教育長諸報告(1)の播磨高原東小学校について、事務局から報告願います。

< 非公開案件の審議 >

教育長 では、他にご意見ございませんか。

ないようですので、続いて(2)の播磨高原東中学校の状況について、事務局から報告願います。

< 非公開案件の審議 >

教育長 では、日程第5議案第9号令和5年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価について事務局お願いいたします。

< 非公開案件の審議 >

教育長 他に何かご質問はございませんか。それでは、決算審査の報告をもって議会に報告させていただくことで、ご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり承認いたします。それでは、続いて自由討議ですが、どなたか自由討議をお持ちの方はいらっしゃいませんか。
ないようですので、次に、日程第7その他について、事務局からお願いします。

事務局 はい、9月26日(木)13時30分集合所定で総合教育会議を、播磨高原東小学校にて、開催予定をしております。詳細については、改めて連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。
また、9月14日播磨高原東中学校の体育祭を実施予定です。詳細については、別途、ご案内させていただきます。
そして、次回の定例教育会議は11月に開催予定です。詳細につきましては、別途、ご連絡させていただきます。

委員 播磨高原東中学校の体育祭の開催時間は決まっているのでしょうか。

事務局 まだ、詳細は分かりませんが、午前8時開催で午前10時には終了予定と聞いております。

委員 早いのですね。その方が熱中症対策にも良いですね。

教育長 以上で、第5回播磨高原広域事務組合教育委員会定例会日程は全て終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(17時30分 閉会)